国土交通省住宅局 建築指導課長 殿 市街地建築課長 殿 参事官(建築企画担当) 殿

> 一般社団法人 住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会 委員長 有吉 善則

#### 建築関係法令の整備に関する要望書

国土交通省住宅局におかれましては、日ごろより、建築関係法令の整備と運用に関しご尽力頂きありがとうございます。

(一社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会は、住宅関係法令のうち、早期の解決が望まれるものや、合理化すべきと考えられる事項を、昨年来 会員団体より募り、以下8項目に集約いたしました。

- 1. 建築現場 工事看板 建築主の表記の配慮について (P.1)
- 2. 特定行政庁等の規定する内容の中央省庁による一元化 (P.3)
- 3. 間仕切壁(界壁相当の被覆材)合成梁の防耐火評価方法の整備(P.7)
- 4. 指定建築材料 JIS 基準適合のボルトに関する強度指定について (P. 10)
- 5. 準防火地域内における階数 2 以下の建築物の建蔽率緩和の適用について (P. 13)
- 6. 小規模建築物の増改築における防火・避難規定の規模制限の合理化 (P.16)
- 7. 鋼材等の曲げ加工の板厚制限と JIS の型鋼の板厚制限の整合性について (P. 18)
- 8. ボルト接合の使用要件拡大について (P. 20)

これらの課題の解決について、さらなるご尽力を頂きたくお願い申し上げます。

## 1. 建築現場 工事看板 建築主の表記の配慮について

(起案者:積水化学工業(株))

#### ◇ 現状・課題

建築現場に掲げる工事看板表記内容について、施主の要望により、苗字だけの表記にして もらいたいと希望されるケースが増えている(特に施主が女性の場合)。また、男女を問わず、 昨今の個人情報保護の流れからも施主の名前を記載するのを嫌がるケースもある。

## ◇ 要望・提案

建築現場 工事看板の表記について、建築主氏名の表記は求めないこととしてほしい。

#### 【関係法令等】

#### ◇ 理由等

建築基準法に、建築主の氏名を表示するように定められている。

<根拠法令>

建築基準法第89条第1項(工事現場における確認の表示等)

第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める書式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。

## <参考>

建築基準法施行規則第11条(工事現場の確認の表示の様式)

法第八十九条第一項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第六十八号様式による。

# 記載例

35㎝以上 ————————————————————————————————————								
					3	建 多	築基準法による確認済	$] \uparrow$
確	認	年月	1	日	番	号	平成 年 月 日 第 号	
確	認	済 訂	E	交	付	者		
建	築	Ė	Ė	X	ζ	は		
築	造	Ė	Ė	H	ç	名		
設	計	者	ŕ	氏		名	<ul><li>一級建築士 ○○ ○○</li><li>○○○○一級建築士事務所 (一級)</li></ul>	25c
エ	事!	監理	L	者	氏	名	<ul><li>一級建築士 ○○ ○○</li><li>一級建築士事務所 株式会社○○○設計</li></ul>	N.I
エ	事	施コ	r.	者	氏	名		
I i	事 現	場管	理	! 者	氏	名		
<b>建</b> そ	築るの	確 部	。 の		係 事	る 項		

#### 2. 特定行政庁等の規定する内容の中央省庁による一元化

(起案者:積水ハウス㈱ 起案団体:プレハブ建築協会)

#### ◇ 現状・課題

建築基準法には垂直積雪量や定期調査報告制度の対象建築物、中間検査における特定工程等の特定行政庁ごとに定める規定が、また都市計画法には、用途地域等の市町村等ごとに定める規定等がある。規定がオンラインで確認できるものも多いが、特定行政庁等の HP で公開しているためデータが分散しており、設計諸条件等をそれぞれ調査するのに労力を要し、申請前業務等の負荷増大、長時間労働の一要因になっている。また HP の構成が異なっているケースもありデータの所在を特定しにくいため、それを元にしたデータの 2 次利用が非常に難しい。情報がデジタル化されているものの、上記理由が弊害となりアナログな法令遵守体制の構築にとどまってしまう。

#### ◇ 要望・提案

①e-Gov データポータルのような仕組みを活用し、特定行政庁や市町村等ごとの条例(施行細則)等での規定内容を一元的にリアルタイムで確認できるような仕組みづくりを検討いただきたい。

②垂直積雪量や風速、用途地域等の建築地により定まる規定については、①に加え建築地の住所等の座標情報を入力すればワンクリックで諸条件を設計者・特定行政庁又は指定確認検査機関が確認できるような仕組みづくり(例えば、電子申請受付システムの共通 WEB アプリ(資料欄参照)の拡張機能等)も検討いただきたい。

#### 【関係法令等】

垂直積雪量:建築基準法施行令第86条第3項

風速 : 施行令 87 条第 2 項

定期報告 : 建築基準法第 12 条第 1 項、第 3 項

中間検査 : 建築基準法第7条の3第1項第二号 等

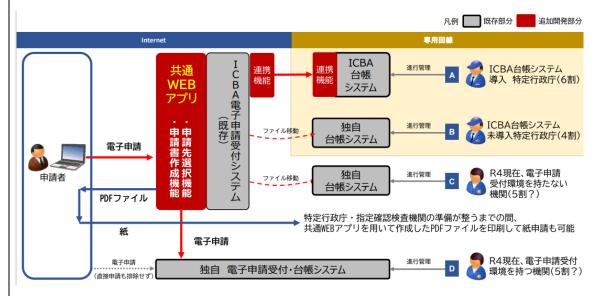
#### ◇ 理由等

要望①について、建防協 HP の防火・避難等ポータルサイトのように、ポータルサイトが作られている事例もあるが、建防協 HP の例では、最終更新から 2 年近くたっており小規模事務所に関する法令改正内容が反映されておらず、また特定行政庁から回答のあった WEBサイトを掲載しているという注記から回答のない特定行政庁については掲載がない可能性もあることを考慮すると、データの信びょう性が低く、安易な利用が難しい。中央省庁がリアルタイムですべての特定行政庁等の規定内容を一元管理することで、データの利活用がしやすくなると考える。

要望②について、独自で仕組みづくりを行うことも考えられるが、中央省庁による仕組づくりであれば、個別の建築士事務所だけでなく、すべての設計者・特定行政庁・指定確認検査機関もその仕組みを利用することができる。法令遵守及び業務効率化による「働き方改革」の一助になる取り組みであり、建築行政の DX 化にもつながる内容なので中央省庁としての取組を検討いただきたい。

e-Gov データポータル→https://data.e-gov.go.jp/info/ja

建防協 HP→https://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/kizyunhou12/12-1web/



建築確認等のオンライン利用率引上げの基本計画 第三者委員会 (第2回) (R5.3.30 開催) 資料 3 より引用

## データ管理の希望対象範囲

該当法令	
基準法	中間検査の特定工程有無・条件
	定期報告の対象用途・規模
	構造関連
	凍結深度・多雪区域・積雪量・屋根形状係数・地表面粗度区分(・基準風速・地
	震地域係数)
	災害危険区域
	条例による制限の付加
	角地制限・がけ・用途に対する制限の附加・添付図書・日影規制 等
	道路
	指定道路・認定道路・狭あい道路・法 43 条 2 項許可
	建築協定区域と協定内容
	建築基準法取り扱い集・Q&A
都計法関連	都市計画区域
	区域区分
	地域地区
	用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域・特例容積率適用地区・高層住居
	│ │ 誘導地区・高度地区・高度利用地区・特定街区・都市再生特別地区・居住調整地
	域・居住環境向上用途誘導地区・特定用途誘導地区・防火地域又は準防火地域・
	   特定防災街区整備地区・景観地区・風致地区・駐車場整備地区・臨港地区・歴史
	的風土特別保存地区・緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域・流通業務地
	区・生産緑地地区・伝統的建造物群保存地区・航空機騒音障害防止地区・航空機
	騒音障害防止特別地区
	容積率・敷地面積の最低限度・建蔽率・外壁後退・建築物の高さの限度・壁面
	の位置
	促進区域
	地区計画等
	市街地開発事業の施行区域(土地区画整理事業の施行区域等)
	都市計画施設の区域
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
津波防災地域づく	津波災害特別警戒区域
りに関する法律	
	津波災害特別警戒区域
特定都市河川浸水	特定都市河川流域
被害対策法	
	浸水被害防止区域
水防法	浸水想定区域
急傾斜地の崩壊に	急傾斜地崩壊危険区域
よる災害の防止に	
関する法律	
住宅地区改良法	改良地区

長優法 関連	住戸面積の制限付加
	居住環境
	災害配慮基準
エコまち法 関連	都市の緑地の保全への配慮
省工ネ法	(省工ネ地域区分)
	(日射地域区分)
	建築物再生可能エネルギー利用促進区域
盛土規制法	宅地造成規制区域
	特定盛土等規制区域
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区と条例での規制内容
	埋蔵文化財包蔵地
下水道法	下水道処理区域
バリアフリー法	条例の付加
	特別特定建築物の追加・建築物移動等円滑化基準の付加
自転車法	条例の付加
	附置義務台数等
河川法	河川保全区域
農振法	農用地区域
砂防法	砂防指定地と条例の規定内容
都市緑地法	緑地協定区域と協定内容
その他	緑化条例
	ワンルームマンション条例
	中高層建築物紛争予防条例

## 3. 間仕切壁(界壁相当の被覆材)合成梁の防耐火評価方法の整備

(起案者:積水ハウス(株) 起案団体:プレハブ建築協会)

#### ◇ 現状・課題

界壁や間仕切壁の内部にある柱、梁についてはそれぞれに耐火被覆を施した上で、さらに 界壁等として求められる耐火性の高い被覆材が施工されることになり、実の要求性能に対し て過剰に被覆されている状態にあり合理性に欠ける。具体的には、既に外壁を用いた壁合成 梁が認められている一方で、間仕切壁(界壁相当の被覆材)合成梁については、大臣認定取 得のための性能評価試験自体を受け付けてもらえない現状がある。

#### ◇ 要望・提案

間仕切壁(界壁相当の被覆材)に内包される梁についても、外壁合成梁と同様に合成梁と しの評価方法を定めて頂き、壁の被覆材の耐火性能を加味した評価が可能となるようにして いただきたい。

#### 【関係法令等】

法第 68 条の 25 (構造方法等の認定) 法第 2 条第 7 号 (耐火構造) 令第 107 条 (耐火性能に関する技術基準)

## ◇ 理由等

外壁合成梁の試験では、壁が下方に連続する状態を、耐火性の高い被覆材で試験体下端部 を覆うことにより「梁」の試験体として再現することが認められている。

間仕切壁(界壁相当の被覆材)でも外壁合成梁と同様に下端部を覆った試験体(以下、間仕切壁合成梁試験体)で任意的に試験を行い所定の耐火性能を有することを確認しているものの、評価方法が整備されていないため、法令に基づく性能評価試験を受け付けてもらえない。

例えば試験中の間仕切壁の崩壊など、間仕切壁合成梁試験体の構成が評価の妥当性に与える影響を懸念されるのであれば、別途、水平炉内に高さ2m程度の間仕切壁を含む梁を再現し試験を行うことで影響の有無を確認する、ということも可能と考える。

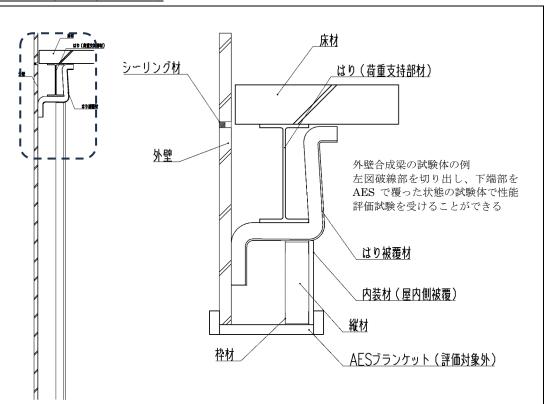


図1. 外壁合成梁: 法令に基づく性能評価試験の試験体

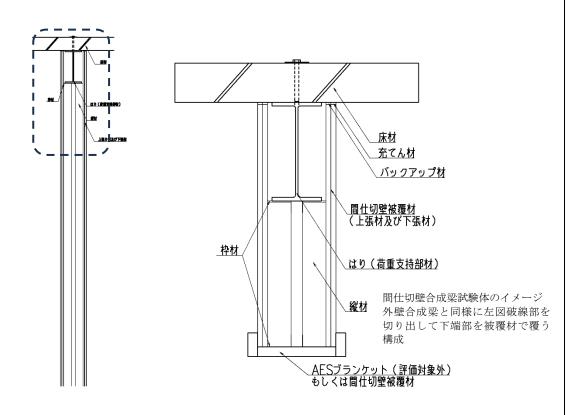


図2. 間仕切壁合成梁:法令に基づく性能評価試験の試験体案・イメージ

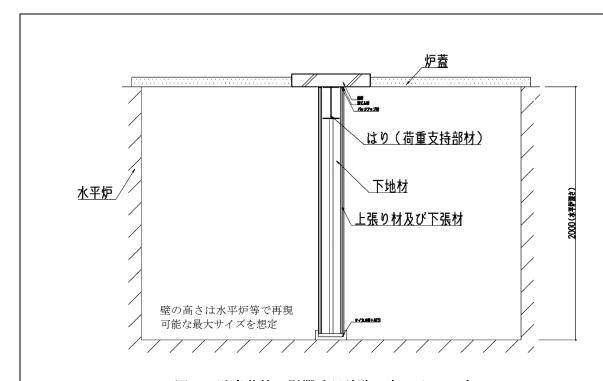


図3.壁崩落等の影響確認試験の案・イメージ

## 4. 指定建築材料 JIS 基準適合のボルトに関する強度指定について

(起案者:旭化成ホームズ(株)起案団体:プレハブ建築協会)

#### ◇ 現状・課題

中ボルト (10.9) は JIS 規格品であり、法第 37 条第 1 項の指定建築材料に該当するため、使用することが可能。ただし、平成 12 年告示第 2464 号第 1 第一号表に強度区分としての記載がないため、同告示第 1 第二号により、国土交通大臣の指定を受けて、指定された基準強度を用いることが必要とされている。

指定を受けるためには、その使用建物、構造、部位などを示す必要があり、変更を要す場合は、その変更内容により、改めての申請もしくは変更の申請が必要。

#### ◇ 要望・提案

H12 建告第 2464 号第 1 第一号表に強度区分の記載がない JIS 規格に適合するボルト(ボルト JIS B 1051 の 8.8、9.8、10.9、12.9 など) についても、4.6、4.8~6.8 と同様に今後の手続きの合理化を目的として強度を告示化していただきたい。

その際、六角ボルト (JIS B 1180) も強度については、JIS B1051 を引用していることから 同様の扱いとなるよう明示いただきたい。

#### 【関係法令等】

H12 建告第 2464 号、 JIS B 1180、JIS B 1051

#### ◇ 理由等

複数個別に強度指定を受けている実績があると認識している。このことから強度区分 8.8 ~12.9 までの中ボルトについても告示化し、合理化することは可能であると考える。

平成 12 年 12 月 26 日建設省告示第 2464 号

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 90条、第 92条、第 96条及び第 98条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

平成 12 年 12 月 26 日 建設省告示第 2464 号 改正 平成 12 年 12 月 26 日 建設省告示第 2465 号 改正 平成 13 年 11 月 15 日 国土交通省告示第 1639 号 改正 平成 14 年 7 月 23 日 国土交通省告示第 665 号 改正 平成 19 年 5 月 18 日 国土交通省告示第 623 号 改正 令和元年 6 月 25 日 国土交通省告示第 203 号

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

#### 第1 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質				基準強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)	
炭素鋼	構造用鋼材	省略			
	ボルト	黒皮			185
		<mark>仕上げ</mark>	強度区分	4.6 4.8	240
				5.6 5.8	300
				<mark>6.8</mark>	<mark>420</mark>
	構造用ケーブル	l			以下省略

この表において、・・・・省略・・・・

4.6、4.8、5.6、5.8 及び 6.8 は、JIS B1051(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 – 第 1 部:ボルト、ねじ及び植込みボルト) – 2000 に定める強度区分である 4.6、4.8、5.6、5.8 及び 6.8 を、・・・・省略・・・・それぞれ表すものとする。以下第 2 の表において同様とする。

- 二 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 37 条第一号の国土交通大臣の指定する JIS に適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。
- 三 前二号の場合において、鋼材等を加工する場合には、加工後の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質が加工前の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質と同等以上であることを確かめなければならない。ただし、次の

イから八までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 切断、溶接、局部的な加熱、鉄筋の曲げ加工その他の構造耐力上支障がない加工を行うとき。
- □ 摂氏 500 度以下の加熱を行うとき。
- ハ 鋼材等 (鋳鉄及び鉄筋を除く。以下ハにおいて同じ。) の曲げ加工 (厚さが 6 ミリメートル以上の鋼材等の曲げ加工にあ っては、外側曲げ半径が当該鋼材等の厚さの10倍以上となるものに限る。)を行うとき。
- 第2 溶接部の許容応力度の基準強度
- 一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値(異なる種類又は品質の鋼材を溶接す る場合においては、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第4第一号本文及び第二号において 同じ。) とする。

#### -表彰略-

二 法第37条第一号の国土交通大臣の指定するJISに適合するもののうち前号の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同条 第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材に係る溶接部の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞ れ国土交通大臣が指定した数値とする。

#### 第3 鋼材等の材料強度の基準強度

- 一 鋼材等の材料強度の基準強度は、次号に定めるもののほか、第1の表の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸 鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げる JIS に定めるものについては、同表の数値のそれぞれ 1.1 倍以下の数値とすることができ る。
- 二 法第 37 条第一号の国土交通大臣の指定する JIS に適合するもののうち第 1 の表に掲げる種類以外の鋼材等及び同 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等<mark>の材料強度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通</mark> 大臣が指定した数値とする。
- 三 第1第三号の規定は、前二号の場合に準用する。
- 第4 溶接部の材料強度の基準強度

以下省略

(令和1年7月1日 - 現在有効)

#### 5. 準防火地域内における階数2以下の建築物の建蔽率緩和の適用について

(起案者:旭化成ホームズ(株) 起案団体:プレハブ建築協会)

#### ◇ 現状・課題

建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号ロより、準防火地域内において、準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物は建蔽率に 1/10 を加えることができるとされている。

法第 53 条第 3 項第 1 号口の政令で定める建築物は令第 135 条の 20 第 2 項で定められており、令第 135 条の 20 第 2 項で定める建築物は令第 136 条の 2 第 2 号口に掲げる基準に適合することとされている。

令第136条の2第2号は、法第61条による準防火地域内の建築物の技術的基準を定めたもので、階数2以下延べ面積500㎡以下の建築物は対象になっていない。そのため令第136条の2第2号ロ(準延焼防止建築物)の構造方法を定めた令和元年国土交通省告示第194号第4においても対象になっていない。

ゆえに、現状では階数3の準延焼防止建築物に準じた2階建てを準防火地域に建築しても建 厳率の緩和を受けることができない。

## ◇ 要望・提案

準防火地域内の地階を除く階数 2 以下で延べ面積 500 ㎡以下の建築物に対しても、防火上の配慮をすることにより建蔽率の緩和を受けられるようになることを要望する。

#### 【関係法令等】

建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号口 建築基準法第 135 条の 20 第 2 項 建築基準法第 61 条 建築基準法施行令第 136 条の 2 第 2 号口 令和元年国土交通省告示第 194 号第 4

#### ◇ 理由等

法第61条の規定に適合するために防火上の配慮はされているため、階数2以下延べ面積500 ㎡以下の建築物の建蔽率を割り増すことは危険が増大するとは考えにくい。

#### 建築基準法第53条第3項

前2項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては<mark>第</mark>1項各号に定める数値に10分の1を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に10分の2を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。

- 一 防火地域(第1項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域を除く。)内にあるイに該当する建築物又は準防火地域内にあるイ若しくはロのいずれかに該当する建築物
  - イ 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能(通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分及び防火戸その他の政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。口において同じ。)を有するものとして政令で定める建築物(以下この条及び第67条第1項において「耐火建築物等」という。)
  - □ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物(耐火建築物等を除く。第8項及び第67条第1項において「準耐火建築物等」という。)

(以下省略)

#### 建築基準法施行令第135条の20

法第53条第3項第一号イの政令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

- 一 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備が設けられていること。
- 二 壁、柱、床その他の建築物の部分及び前号の防火設備が第136条の2第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、法第61条に規定する構造方法を用いるもの又は同条の規定による認定を受けたものであること。
- 2 前項の規定は、<a href="https://kmail.com/kmail.co

#### 建築基準法施行令第136条の2第二号ロ

当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当 該建築物の主要構造部等がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部 等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

## 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件 令和元年国土交通省告示第 194 号第 4

令第136条の2第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 準防火地域内にある建築物のうち<mark>地階を除く階数が3で延べ面積が500㎡以下</mark>のもの (第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。) 次のイ又は ロのいずれかに掲げる構造方法
  - イ次に掲げる構造とすること。
    - (1) 外壁は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
      - (i) 準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。
        - (一) 防火構造であること。

(略)

(7) <mark>軒裏</mark>は、<mark>防火構造</mark>とすること。

(以下省略)

6. 小規模建築物の増改築における防火・避難規定の規模制限の合理化

(起案者:旭化成ホームズ(株) 起案団体:プレハブ建築協会)

#### ◇ 現状・課題

2024年4月施行の改正基準法で、既存建築物における防火・避難規定の遡及適用について改正された。

- 1. 緩和規定の法第86条の7第1項の増築等が小規模・部分的な範囲に限る場合の条件として
- ・小規模増改築(小規模な機能向上工事) 基準時の延べ面積 1/20 以下かつ 50 ㎡以下(火災の恐れの少ない用途に供する部分 を除く。)
- ・防火別棟・避難別棟を増築 増築等により別棟とみなすことができる部分を新設する場合
- ・屋根・屋外の大規模修繕・模様替

が示されているが、住宅規模の増改築では 1/20 以下の規定があるため、小規模増改築として取り扱うことが難しい。

- 2. 法第61条の遡及適用については従来から
- ・増改築に係る床面積は50㎡以下、かつ、基準時における延べ面積を超えない
- ・増改築後の階数2以下(防火地域においては増改築後の床面積が500 ㎡以下)

であれば緩和措置があるものの、既存部分の開口部を 20 分間防火設備とすることが求められている。

防火設備は運用の見直しにより交換を要することがあるため、建築主に大きな負担が生じることがある。

#### ◇ 要望・提案

- 1. 小規模増改築の基準として防火・避難規定の遡及適用の緩和条件は、基準時の延べ面積が 200 ㎡以下の小規模建築物においては「増築又は改築に係る対象の床面積の合計が 30 ㎡以下(火災の恐れの少ない用途に供する部分を除く。)」としていただきたい。
- 2. 小規模建築物における法第 61 条の適用遡及についても同条件とし、既存部分の開口部への要求を緩和していただきたい。

#### 【関係法令等】建築基準法第86条の7第1項

#### ◇ 理由等

- 1. 増改築工事の実態として 10 ㎡を超える増改築は 1/3 から 1/2 程度あり、また増改築 面積は 20 ㎡から 30 ㎡にボリュームゾーンがある。30 ㎡までの増改築に緩和措置を設けることにより、増改築を推進し、ストックの活用に貢献できると考えられる。
- 2. 61 条地域内で増改築を行う場合は、本来の増改築の目的とは異なる部分にも改修が必要となり、計画を断念するケースがある。2000 年以前の基準の防火設備が備わっている住宅の小規模な増改築であれば、危険性が増大することにつながらないのではないかと考える。

## <u>資料:説明用図面、写真、データ等</u>

建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料(令和5年11月)より

## 【建築基準法第86条の7、施行令第137条~137条の15】 既存建築物の増築等に係る既存遡及の緩和(防火・避難規定)

🥝 国土交通省

#### 現行

防火・避難規定における既存不適格遡及の緩和措置は限定的にしか設けられておらず(※)、原則遡及適用されるた め、ストック活用が困難な場合がある。

※法では小規模増改築に係る第26条、第27条、第61条の緩和措置

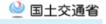
○ 既存不適格建築物の増築等における既存遡及を緩和する規定を大幅に拡充する。					
既存遡及を緩和する増築等	対象規定				
① 増築等を行わない部分 (法第86条の7第3項、第87条第4項)	廊下幅(令第119条) 内装制限(法第35条の2)等 ※建築物の一部分のみ遡及させることで効果を発する一部の 規定のみ対象				
② 増築等が小規模・部分的な範囲に限る場合 (法第86条の7第1項)	① 主要構造部規定 の 防火区画規定 ※				
■小規模増改築(小規模な機能向上工事)  →基準時の延べ面積1/20以下かつ50㎡以下(火災の発生のおそれの少ない用途に供する部分を除く。)の増改築  ※既存部分の危険性が増大しないこと等の追加要件あり(P31~33)  ■防火別棟・避難別棟を増築  ※増築等により別棟とみなすことができる部分を新設する場合	の				
■屋根·外壁の大規模修繕・模様替					
③ 火熱遮断壁等で区画された別棟部分(法第86条の7第2項、第87条第4項) ※増築等の前から、別棟とみなすことのできる部分が2以上存在する場合	主要構造部規定 防火区画規定※ ※ただい、過去の火災事例を踏まえ、竪穴区画の規定において は例外的に遡及を要求することを想定 (P29)				

#### 改正の効果

○ 増築等に当たっての防火・避難規定における現行規定の適用範囲を規定の趣旨上適用させるべき最低限の部分に限定することで、 一定の安全性向上を図りつつ、増築等による建築物の省エネ化やストックの有効活用を円滑化する。

25

## 【建築基準法第86条の7第1項、施行令第137条の2の2~第137条の11の2】 既存建築物の増築等に係る既存遡及の緩和(防火・避難規定) ②小規模増改築



②小規模増改築(増改築に係る対象床面積※1が50m以下かつ基準時における延べ面積の1/20である場合) については、主要構造部規定、防火区画規定、避難関係規定を遡及対象外※2とする。

- ※1 増改築に係る床面積の算定から火災の発生のおそれの少ない用途(階段室、機械室、便所、浴室、昇降路等)に供する部分を除く。 (防火・避難規定の既存遡及の緩和に係る対象床面積の算定に関して<u>のみの特例</u>であることに留意。)
- ※2 既存部分に遡及等を求める規定

  - 直通階段の竪穴区画(令第112条第11項等) ・2方向避難(令第121条)(ただし、退避区画の設置による代替措置を許容することを想定)|

#### 性能要件

当該増改築が<mark>既存部分の危険性を増大させない</mark>こと

【対象とする改修イメージ】			
① 省工ネ設備や防災設備の増設	② 水回り設備の増設	③築古の公営住宅で便所・浴室を省エ ネ性態の高いものに一斉リニューアル →便所・浴室部分は不算入(※)	<ul><li>④中層マンション等で階段を増設</li><li>→階段部分は不算入(※)</li></ul>
防災設備 省エネ設備	水回り増設		英學
※ <u>防火・避難規定</u> の既存遡及の網	暖和に係る対象床面積の算定に	関して <u>のみの特例</u> であることに留意。	

27

## 7. 鋼材等の曲げ加工の板厚制限と JIS の型鋼の板厚制限の整合性について

(起案者:大和ハウス工業(株) 起案団体:プレハブ建築協会)

## ◇ 現状・課題

平 12 建告第 2464 号の第 1 号三号では鋼材等を加工する場合に加工後の機械的性質、化学成分その他の品質が加工前の品質と同等以上であることを確認することになっている。除外条件として、同号のハに、鋼材等の曲げ加工(厚さが 6 ミリメートル以上の鋼材等の曲げ加工にあっては、外側曲げ半径が当該鋼材等の厚さの 10 倍以上となるものに限る。)と示されているが、JIS の型鋼の基準は厚さが 6 ミリメートル以下となっており、6 ミリメートルの板厚を用いた場合は、JIS には適合するが、告示では鋼材の厚さの 10 倍以上の曲げ半径の鋼材で設計するか、機械的性質等が加工前と同等であることを示すことが求められている。

軽鋼構造設計施工指針(2024)でも **6 ミリメートル<u>以下</u>を対象としており、6 ミリメートル** の板厚だけが特殊になるという扱いにはなっていない。

#### ◇ 要望・提案

JIS の基準や学会基準の条件に合わせ、平 12 建告第 2464 号の第 1 号三号ハに示す鋼材等の加工後の機械的性質、化学成分その他の品質等の確認が必要となる条件を厚さ 6 ミリメートルを超える場合にしていただきたい。

### 【関係法令等】

平 12 建告第 2464 号 JIS G3350 2017(一般構造用軽量型鋼)

## ◇ 理由等

現状では6ミリメートルになった場合に鋼材の厚さの10倍以上の曲げ半径とすると型鋼の 形状が変わってしまうため、5.9ミリメートル以下の鋼材を手配して設計しているが、JISの 基準や学会基準と法令の線引きが異なると見落としなど誘発する恐れが高い。

法令と JIS の線引きが重なっていることが原因であると思われるため、齟齬を解消していただきたい。

#### ■平12建告第2464号の第1号三号(2020年版建築物の構造関係技術基準解説書P540)

- 三 前二号の場合において、鋼材等を加工する場合には、加工後の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質が加工前の当該鋼材等の機械的性質、化学成分その他の品質と同等以上であることを確かめなければならない。ただし、次のイから小までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - イ 切断,溶接,局部的な加熱,鉄筋の曲げ加工その他の構造耐力上支障がない加工を行うとき。
  - ロ 摂氏500度以下の加熱を行うとき。
  - ハ 鋼材等(鋳鉄及び鉄筋を除く。以下ハにおいて同じ。)の曲げ加工(厚さが6ミリメートル以上の鋼材等の曲げ加工にあっては、外側曲げ半径が当該鋼材等の厚さの10倍以上となるものに限る。)を行うとき。

「**以上の」⇒「を超える」** にしていただきたい

■JIS G3350 2017(一般構造用軽量型鋼)

G 3350: 2017

表1-種類の記号,断面形状による名称及び断面形状記号

種類の記号	断面形状による名称	断面形状記号
	軽溝形鋼	
	軽Z形鋼	
	軽山形鋼	L
SSC400	リップ溝形鋼	
	リップZ形鋼	乚
	ハット形鋼	Ţ

表2-適用厚さ

	単位 mm .
適用厚さ	1.6以上 6.0以下

## ■2024 年版軽鋼構造設計施工指針 P9

## 1章 総 則

## 1.1 適用範囲

- (1) この指針は、主として6 mm 以下の薄板部材を構造部材として用いる軽鋼構造物の設計施工に適用する。
- (2) 対象とする建築物は、4階建て以下とする、
- (3) この指針に規定のない限り、本会「鋼構造許容応力度設計規準」、「鉄骨工事技術指針」による.

#### 8. ボルト接合の使用要件拡大について

(起案者:大和ハウス工業(株) 起案団体:プレハブ建築協会)

#### ◇ 現状・課題

2024年4月18日に公示された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集について」の概要(2. 概要 III-2)に示された案では、軒の高さが 9mを超え、建物高さ 16m以下となる建築物においてボルト接合を用いる場合は、延べ面積が 500 m 以下に制限され、梁り間 6m以下の建物に限定されている。新たに創設される計算ルート 1-3 の範囲に合わせたものだが、ボルト接合で建設できる建物要件が緩和される範囲は極めて限定的であり、中小規模鉄骨造の市場ニーズに合致していない。

#### ◇ 要望・提案

現行の令第 67 条に示す建物要件(軒の高さ 9m以下、梁り間 13m以下、延べ面積 3000 ㎡ 以下)を軒の高さ 9m以下を建物高さ 16m以下にした場合においても梁り間 13m以下、延べ面積 3000 ㎡以下の条件は維持していただきたい。

#### 【関係法令等】

建築基準法施行令第67条

(2024.4.18公示パブコメ 概要 (2.概要 Ⅲ-2))

## ◇ 理由等

4/18 に示された案は、新たに創設される計算ルート 1-3 に対応した法改正案であると認識するが、あらたに建物要件が緩和される範囲は極めて限定的である。ルート 1-3 の規模を超える建物でボルト接合を用いた場合、令第 36 条第 2 項第一号に基づき、保有水平耐力計算を行うことになり、計算ルート 3 で計算することになるが、計算ルート 3 は適合性判定も受ける必要があり、中小規模建物の設計においては設計負荷が高い。現行法でもボルト接合の条件により計算ルート 3 による設計を余儀なくされている物件もあるが、ボルト接合の建物要件を建物高さ16m以下にした場合も梁り間 13m以下、延べ面積 3000 ㎡以下に拡大されると計算ルート 2 でもボルト接合で設計できるようになり、中規模の共同住宅のような建物が設計しやすくなる。

なお、現在建設している多くのボルト接合の建物では大梁の剛接合部分にボルト接合を用いておらず、ボルト接合は、ピン接合の梁接合部、ピン接合の柱脚、筋かい接合部等で用いている。現行の実績のある要件から、建物高さのみを 16m以下に変えても危険性が高くなるということは考えにくい。延べ面積や梁り間の制限は、ボルト接合の実績が少なく、スリップの影響を受けやすい大梁の剛接合部分にボルト接合を用いる建物に限定していただきたい。

## 第21回建築構造基準委員会・第8回構造関係規定あり方検討会合同会議 資料 P11

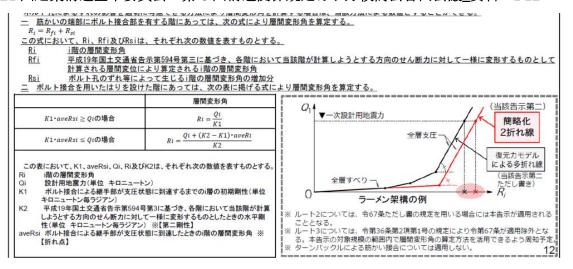
#### 【制定(案)概要】 〇 令第67条(接合)のただし書の規定の対象建築物を拡大(軒高9m以下から<u>高さ16m以下に拡大</u>)し、当該建築物について告示に委任 ⇒ボルト孔によるずれを考慮した層間変形角の算定方法及び国土交通大臣が定める建築物を規定 現状、ボルト接合の適用範囲は、原則として軒高9m以下、張 高さ り間13m以下かつ延べ面積3000m以下の鉄骨造の建築物に 16m れを考慮した層間変換の検証により使用 限定。軒高9m超の建築物においてボルト接合を用いる場合、 ルート1-3、ルート2 高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算、時刻歴 (ルート3別途周知) 応答解析)を行う必要がある。 軒高 9m 基整促S31で開発した滑りを含めた層間変形角の計算方法に 現状のボルト接合の適用範囲 より、令第82条の2に適合していることを確かめた場合には、 (張り間13m以下) 一定規模(3階以下、16m以下、500m以下)に限定し、ボルト 接合を利用可能とする。 500m<sup>2</sup> 3000m 延べ面積 ボルト接合の適用範囲のイメージ

ルート 1-3 の建物規模に限定した内容となっており緩和範囲が限定的である。

高さを 16mに拡大した場合でも、現状通り延べ 面積を 3000 ㎡、張り間 13m以下を維持すると中 規模建物の設計が合理化される。

高さと面積には関連性はないのではないか。

#### 第 21 回建築構造基準委員会・第 8 回構造関係規定あり方検討会合同会議 資料 P12



ボルト接合とラーメンではボルト孔にずれの影響の大きさが異なる。

ボルト接合の筋かいを実験による評価を行った場合、ボルト孔のずれの影響は実験評価にて織り込み済みである。

ボルトのずれの影響が大きい、ラーメン架構の剛接合部分に中ボルトを用いた場合と それ以外の場合で適用条件を分けることはできないか。